

利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは介護保険法による介護報酬の告示状の額として設定します。

【基本料金】 金額(1回当たり)/円

取扱要件	単位数	ご利用料金	ご利用者負担額一例※1			
			1割負担	2割負担	3割負担	
身体介護中心型 <small>(身体介護と生活援助が混在する場合であって身体介護中心である場合を含む)</small>	20分未満	167	1,705円	171円	341円	512円
	20分以上30分未満	250	2,552円	256円	511円	766円
	30分以上1時間未満	396	4,043円	405円	809円	1,213円
	1時間以上	579単位 (5,912円) に 30分増すごとに84単位 (858円)				
<small>(引き続き「生活援助中心型」を算定する場合)</small>	所要時間が25分増すごとに67単位 (684円) <small>※身体介護中心型の訪問介護の所要時間が20分以上の場合に限る。</small>					
生活援助中心型 <small>(身体介護と生活援助が混在する場合であって生活援助が中心である場合を含む)</small>	20分以上45分未満	183	1,868円	187円	374円	561円
	45分以上	225	2,297円	230円	460円	690円

初回加算（初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合）	200単位 (利用者負担金額)
緊急時訪問加算（利用者、家族から要請を受けてケアマネージャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う。又訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行なった場合）	100単位 (利用者負担金額)
生活機能向上連携加算（訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成する場合）	100単位 (利用者負担金額)

(2) 加算料金等

加算	内容
介護職員 処遇改善加算	1ヶ月あたりのサービス利用単位数（加算を含む）に別途10.0%相当の介護職員処遇改善加算率が加わります。

※介護報酬告示額に、介護職員処遇改善加算（所定単位数×10.0%）、地域区分毎の加算（1単位＝10.21円）をかけて計算した額です。

※介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※やむを得ない事情で、かつ利用者またはその家族の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の

料金となります。

■その他費用

(1) 交通費

通常の事業実施地域を越えた地点から訪問に要した交通費はその実費を徴収します。

(2) キャンセル料

ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の 12 時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の 10%
ご利用の 12 時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 10%
ご連絡がなく訪問した場合	全額

(3) 夜間・早朝加算

夜間加算（午後 6 時から午後 10 時まで）	所定単位数 × 25%
早朝加算（午前 6 時から午前 8 時まで）	所定単位数 × 25%